

インド国
北東州道路網連結性事業（フェーズ3）
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート

日時 平成29年10月16日（月）13:58～17:02

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
柴田 裕希 東邦大学 理学部 専任講師
谷本 寿男 社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科 教授）
虎岩 朋加 敬和学園大学 准教授
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授

JICA

<事業主管部>

西井 洋介 南アジア部 南アジア第一課
村上 孝太 南アジア部 南アジア第一課

<事務局>

左近充 直人 審査部 環境社会配慮審査課
竹田 進吾 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

高城 信彦 大日本コンサルタント株式会社
駄竹 清志 株式会社パデコ
豊島 淳子 株式会社パデコ
佐々木 直子 株式会社パデコ

インド北東州道路網連結性事業フェーズ3（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. 漁業者に対する支援、補償の考え方について

委員より、生計手段に負の影響を受けるボートオペレーターについては、職業訓練などの支援策に加えて補償も行われることになっているが、漁業従事者についても、漁場の変更といった生計手段に対する物理的な負の影響、漁獲量の減少に伴う経済的な生計手段への負の影響を受ける可能性が予想されることから、職業訓練などの支援策に加えて、必要性が認められた場合には補償も行うべきであるとの指摘がなされた。

これに対して JICA からは、ボートオペレーターについては、本事業の実施によりボートの運航機会が減ることが想定され、生計手段の変更が伴う可能性があるため、職業訓練などの支援策に加え、所有するボートを補償対象とすることが説明された。一方、漁業従事者については、工事中は事業サイト以外で活動することになり、生計への影響が生じる可能性があるため、工事中の雇用機会や必要な職業訓練を提供するが、本事業を実施したことにより漁獲量の減少といった負の影響が生じる可能性は低く、また、漁業従事者は元々主に事業サイト以外で漁業を行っており、供用後は漁業を継続することが可能なため、ボートオペレーターと異なり所有するボートを補償対象とはしていないことが説明された。

2. スコーピングから調査結果を踏まえた影響評価の流れ、モニタリング対象選定の考え方について

委員より、本来の「絞り込み」の考え方では、スコーピング時に「D」と判断された項目は「今後の調査は不要」となり、その後の調査対象から外され調査結果を踏まえた影響評価の表からは外されるのが道理と思われるものの、必ずしも統一されていないため、モニタリング項目の選定基準と併せて、今一度考え方を整理すべきとの指摘がなされた。

これに対して JICA からは、基本的に上記認識の通り、スコーピング時に「D」と判断された項目は、その後の調査対象や調査結果を踏まえた影響評価の表からは外され、調査結果を踏まえ「影響が想定された項目」について緩和策が講じられ、モニタリング対象となるが、スコーピング時に「D」と判断されたものでも、その後の調査過程で見直しの必要があると判断された場合は、見直し後の調査結果を踏まえ影響評価を変更することがある旨、説明された。また、本事業においても、その考え方に沿って影響評価、モニタリング対象の選定が行われたことが説明された。

以上

インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ3）

（協力準備調査（有償））

ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【全体事項】				
1.	DFR 16p.	1.1 アッサム州においてブラマプトラ川に架かる橋梁は4本しかないとあるが、本事業対象のドゥブリ〜プルバリ間の新橋（ドゥブリ橋）を含め、これらの橋梁の（車の）通行料はすべて無料なのか。（質）	谷本委員	これら橋梁の通行料は全て無料です。その旨、FRに記載します。
2.	DFR 18p. & 21p.	ドゥブリ橋は、表 1-1（プロジェクト候補道路一覧）⑪では、橋梁部：約 18km、取付部：約 21km とあるのに対して、表 1-5（提案プロジェクトの概要）では、橋梁部：約 10km、取付け部：約 10km となっている。橋梁部および取付部の距離にこのような差が生じた理由は何か。（質）	谷本委員	ドゥブリ側の取付道路約 21km については、州政府が実施することになり本事業から分離されました。残りの橋梁部約 18km についてその後の現地踏査結果等を含め精査した結果、橋梁部約 10km と取付け部約 10km になりました。表 1-1 は政府から要請されたもの、表 1-5 は調査結果を精査し、橋梁部を主体とした事業としたことから延長が短くなりました。その旨、FRに記載します。
3.	DFR 26p	表 2-2 には、国道 127B 号の各区間の諸元がまとめられているが、諸元としては、既存、総延長に加えて、幅員（平均、最大、最小）や舗装状態などを加えられたい。また、これらの区間の今後の整備（改修）計画はどのようなになっているのか。本事業（ドゥブリ橋の新設）との関係で、これらの区間の整備計画を FR には記述すること（2.2.2（33p～）では、国道の整備計画の記述があるが、国道 127B 号の整備は必ずしも明確ではない。他方、「国道 127B 号に指定された路線は、以前は州道や地方道であり、多くの区間が未舗装で道路幅も狭小である。ドゥブリ橋の建設効果を発揮されるためには、ドゥブリ橋の建設と同時にこれら接続道路の整備が不可欠である」（54p）という記述だけで、整備計画は示されていない。（質・コ）	谷本委員	追加調査を行い、FRに「諸元の項目で幅員、舗装状況、及び整備計画」を追記します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
4.	DFR 63p	3.1.3（交差点設計）では「ラウンドアバウトは、走行速度を抑制して交通を循環させるために、譲るといふ習慣のないインドの道路交通の安全対策に効果的である」と記述があるが、ラウンドアバウトを採用することで、（譲るといふ習慣がなくても）走行速度の抑制に結びつく理由をより丁寧（精緻）に書かれない。（コ）	谷本委員	FRに「走行速度を抑制するには信号機を設置する方法があるが、インドは停電が頻繁に起きるために設置が限られている。ラウンドアバウトは交差点の中央にアイランドを設置するために、物理的に直進車両は減速を余儀なくされ、走行速度の抑制に結びつく。」を追記します。
5.	DFR 82p	4.3.3の表 4-2（車種およびPCU換算係数）では、普通車のPCUが1.0であるのに対して、オートリキシャ（三輪車）とリキシャの換算係数がともに2.0となっているが、普通車より大きい値である理由は何か。これらの数字が正しいのであれば、脚注なりで説明を付すべきである。（質・コ）	谷本委員	インドの基準（IRC106-1990）が2.0になっています。その理由は、PCUは交通容量に影響する要素を加味して換算係数を決めますが、オートリキシャやリキシャは短距離で駐停車を繰り返すために交通容量への影響が大きいため2.0を採用していると考えられます。インドの基準である旨、FRに脚注として追記します。
6.	DFR pp.104~107	5.1.5では、(1)盛土材および路床材、(2)粗骨材、(3)細骨材に区分して、詳細な情報が示されているが、これらの土取場・採石場はすべて自然・社会環境面から問題はないという許可（あるいは証明）を得ていることを今回の調査で確認したのか。確認したのであれば、その旨をFRに記述すること（表7-50（234p）では「許可を受けた」という記述があるが）。（質・コ）	谷本委員	土取場・採石場の調査においては、その使用において問題がないことを州政府の関係機関に確認しています。許可については、使用開始前までにコントラクターが許認可を取得する必要がある旨確認しています。実施段階で環境許可の取得状況を確認します。その旨をFRに記述します。
7.	DFR 186p	7.6.1(2)4)橋梁建設案では「Brahmaputra川の生態系や生物に対する影響が小さい」が正の影響としてカウントされているが、影響が小さい（他の代替案に比して）とはいえ、影響があるのは事実であることから、負の影響にカウントすべきではないか。（コ）	谷本委員	「正の影響」「負の影響」という見出しが分かりにくいので、「長所」「欠点」に修正します。「Brahmaputra川の生態系や生物に対する影響が小さい」を「Brahmaputra川の生態系や生物に対する影響が他案に比較して小さい」に修正します。また、「欠点」として「工事中にBrahmaputra川の生態系や生物に対する一時的な負の影響が生じる」を追記します。
8.	248P、285P（7.12.9）	モニタリングフォーム作成とモニタリング予算の計上は、大変好ましいことだと考え、評価したいと思います。ただ、大気質や水質のモニタリングといった248P以下に説明されている個々のモニタリングフォーム案は、285P以下の内容（表7-93）に、どのように一体化されていくのでしょうか。また、モニタリングフォームとモニタリング体制との関連は、いかに整理される予定ですか。全体の制度構築のイメージを示してください。（質）	作本委員	248p以下のモニタリングフォームは環境モニタリング計画、285p以下のモニタリングフォームは社会配慮（用地取得・住民移転）に係るものになります。基本的に、環境モニタリングは実施機関が実施します。用地所得・住民移転について実施主体は州政府になりますが、社会モニタリングは本事業で雇用されるRAPのNGOがモニタリングを実施します。それぞれにモニタリングフォームが作成されるもので、一体化されるものではないです。DFRに示されているような体制のもと、モニタリングフォームが作成されます。モニタリングフォームは基本的に実施機関（NHIDCL）からJICAへの報告に使用されることとなります。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
9.	251P	モニタリングの実施は6カ月に1度の頻度で、許認可・大気・水質・騒音・廃棄物等を対象に、2年間実施されることですが、本インドの案件は試行的に実施ということでしょうか。なお、将来、対象をB案件についてまで、拡大予定でしょうか。2年間という期間の設定根拠を教えてください。（質）	作本委員	2年間はインドで通例として事業後のモニタリングが行われている期間です。必要性が認められれば、モニタリング期間の延長についてインド側と検討を行う予定です。
10.	248P	モニタリング調査の主体はNHIDCL側なのでしょうが、JICA自身は、モニタリングフォームの記載内容に対して、客観的な信ぴょう性をいかに確保されるのでしょうか。仮にモニタリングフォームに、修復すべき問題が指摘された場合、問題解決のための対応は採用されるのですか。また、この場合、誰の費用負担で（事業者または相手国政府？）、問題の修復をされる予定でしょうか。原因が、工事事業者の瑕疵、設計上の瑕疵、案件企画における瑕疵など、責任所在が明らかでない場合等の対応はいかになされますか。（質）	作本委員	モニタリング結果は、基本的に相手国実施機関等との合意の下、また実施機関の責任のもと提出されます。また、JICAとして監理段階において、モニタリング結果の確認を行っており、その信ぴょう性が確保されるよう努めています。モニタリングの結果、仮に修復すべき問題が指摘された場合は、GLにあるとおり「予め締結された合意文書に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求する」ことを検討します。費用負担等の対応は、個別事案ごとに検討していくこととなります。基本的に、建設工事の実施主体は相手国実施機関になり、その責任の所在は相手国実施機関が明確にすることとなります。
11.	251P	モニタリングフォームは、作成後に、一般公開されますか。もし、案件が裁判で既に係争中となっている場合にも、モニタリングフォームを公表されますか。モニタリングフォームをインド政府が公式化して、行政文書として位置付けた場合で、仮にモニタリングフォームの記述内容に誤記やデータ間違いあった場合、文責は誰に属するのでしょうか。（質）	作本委員	GLにあるとおり、モニタリング結果は「相手国等で一般に公開されている範囲で」JICAのウェブサイトで開催されます。裁判の内容にもよりますが、モニタリング結果に係るものでない限り、公表されると理解しています。文責は、モニタリングの実施主体であるインド側に属します。
12.	248P	インドでは、司法積極主義の下、環境裁判あるいは公益訴訟が起きた場合、裁判所の判断が行政判断に優先する事例が増えております。このモニタリングフォームなどは、例えば事業者側が問題状況を予め認識していたことを示す有力な証拠に援用される可能性大かと思われるま	作本委員	JICAとしては、GLに基づき、相手国等が行うモニタリングが適切に実施されていることを確認し、必要に応じて支援を行うことを基本方針として、個別事案への必要な対処を行います。基本的に、建設工事の実施主体は相手国実施機関になり、特に裁判等への直接的な対応についてJICAが検討することはございません。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		す。環境裁判対応への日本側の備えはあるのでしょうか。モニタリングフォームの利用は事業関係者内部だけのフィードバック用途以外にも利用される可能性が考えられるかと思いますが、予めの検討はされていますか。（質）		
13.	280P 278P	モニタリング制度と関連する他の異議申し立て制度（日本 JICA の）や苦情処理の制度（インド）等と、調和的な運用を検討されていますか。例えば、280P の図 2-17 では、外部モニタリング手続きがインドの苦情処理手続きの中に組み入れられ、さらに、278P の図 7-26 では、裁判所手続きが苦情処理の最終段階に組み込まれています。（質）	作本委員	<p>異議申し立て制度および苦情処理の制度は、いずれもインド側の制度を指しています。</p> <p>苦情処理の手続きは、基本的に本事業で雇用される NGO による支援を受け、対象地域の県政府および事業主体 NHIDCL が対応する体制となります。</p> <p>外部モニタリングは、苦情処理の制度が適切に運用されているかを確認するもので、裁判所の手続きはインド側で実施機関 NHIDCL が対応するものとなります。</p> <p>なお JICA の異議申し立て制度は、相手国の異議申し立て制度、苦情処理制度から独立したものです。異議申立要綱にある通り「当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、相手国等との対話に向けた努力を行うことが求められる」こととなります。</p>
14.	p.300～ 308	本案件の経済分析（EIRR 算定）やプロジェクト評価（妥当性確認）においては、環境コスト（環境社会配慮対策費、移転・再定住経費、外部不経済効果など）をどの程度勘案できたか？（質）	長谷川委員	環境社会配慮対策費、移転・再定住経費については勘案しています。外部不経済効果等については、大気汚染や水質汚染等がありますが、定量的な算定が困難なため、含まれません。
15.	16	北東 7 州の説明において「インド本土とは遠く離れて」と記載されていますが、「（北東州は）インド本土（とは異なる）」との表現は正確で一般的でしょうか。（質）	柴田委員	インドでは一般的に、North East States（北東州）と Main land（本土）を区別して使用しています。
16.	19	表 1-2 の優先順位評価基準の説明において、重み付けで 5 倍の差があります。この重み付けの基準や参考などが	柴田委員	優先順位評価はフェーズ 1 の調査で行っております。円借款対象事業としての調査対象区間の優先順位付けとして、経済性・採算性を重要視し、EIRR（経済分析）を全体半分の重み付けとしました。加えて、交通量と事業の成熟度

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		あれば、より伝わりやすい文書になると思います。（コ）		も評価項目に加え、これら 2 点よりも劣りますが上位計画との整合性も加えております。そのため、上位計画との整合性と EIRR との間に差が生じています。その旨 FR に追記します。
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
17.	DFR 218p	7.8.2 (2) ア) では、「植生に対する主な影響としては、ROW 内の樹木の伐採や地表植物の除去・踏みつけなどがある」に限定されているが、土地収用にもなう作物や立木（果樹等）も失われ、一時的とはいえ、コントラクターヤードなどに借り上げられる土地の植生も失われる。これらの植生への影響も記述すべきではないか。（コ）	谷本委員	「ROW 内の樹木の伐採や地表植物の伐採や除去・踏みつけなど（用地取得に伴う作物や果樹の損失も含む）がある」に修正します。また、緩和策については、「労働者キャンプや資材置き場等の設置のために樹木を伐採した場合は、代替植林を行う。」を追記します。
18.	228P	スコーピング表 13 番目の評価理由に「住民移転は工事開始前に終了するため、この段階での影響は発生しない」とありますが、移転後に新しい環境下で暮らす人々にとって、影響はもはや発生しないといえるのでしょうか。移転後の住民は、全員が満足して、生活上の不満を払拭できた「はずだとの推定」に立っているのではないのでしょうか。むしろ過去の多くの援助事業や JICA 事業への不満発生は、移転後の生活不安や不都合等の生活条件の行き違いにあるものと考えられますので、この部分だけを時間的な区分りで、供与後に問題なしと断定してしまうことに疑問を感じます。移転後の生活はモニタリングの議論対象にすべきと考えられるかもしれませんが、予防的な観点からは、やはり事前の対策が重視されます。スコーピング段階では、時間的な仕切りを適用し、供用後には、問題解決は既になされているはずだから、新たな問題は発生しないとの断定はおかしいかと言えます。（質）	作本委員	住民移転後の影響については、新たな問題の発生を含めて、「地域経済と生活・生計」「被害と便益の偏在」「貧困層」の方でカバーし、その対策を検討しています。具体的には、「生計手段の変化」、「直接的に影響を受ける者と受けない者、および、橋の接続地点と中州地域の住民の利益の偏在」、「貧困層の低い対応能力」等による影響を特定しています。
19.	218P	ガンジスカワイルカ保護のための緩和策が、前回の助言対応 6 への対応として示されていますが、「生態系の情報が少ない」との前提に立ちつつも、かような緩和策で足りるのでしょうか。助言は、「影響緩和策」を示すようにとされているが、助言対応結果は「専門家・NGO・	作本委員	記載した緩和策については、現時点でのガンジスカワイルカに関する科学的知識に基づいた合理的なものです。例えば、「ガンジスカワイルカの通行を阻害しない」に関しては、ダムなどにより通行を阻害されたために生息地が分断化され、繁殖の機会や遺伝子の多様性が減少することが報告されているため、このような負の影響を回避するための対策です。実際にこれらを緩和策

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>類似事例の調査を行った」とあるが、具体的な緩和策が示されていないのでないか。他方、「水質」の項で示した緩和策を徹底することが重要」と述べ、「徹底する」の意欲はわかりますが、報告書に指摘されているのは、水質・騒音・密漁、建設中の樹木伐採を減らすこと、イルカの通行阻止をしないことといった一般的で断片的な「参考事例」を示したにすぎません。これらを緩和策として実施した場合に、どの程度の効果があるのですか。きちんとした科学的、生物学的調査の裏付けなしに事業を実施してしまうことには、不安を感じる。これら以外にも、素人ながらに、建設工事に伴う土砂の確保方法、建設方法、廃棄物の処理方法、土砂の埋め戻し等の方法、イルカの餌場確保、特にトウブりは繁殖の条件や繁殖場所の確保などを思いつきますが、ここに示された緩和策が必要十分なのかどうかにつき、疑問があります。（質）</p>		<p>として実施した場合にどの程度の効果があるかは、そのような研究例がないため、不明です。そのため、事業後はイルカへの影響をモニタリングし、必要に応じ対策を行う「順応的管理」が必要です。 しかしながら、アッサム州のガンジスカワイルカの研究者への聞き取りでは、上流に建設された Goalpara 橋の周辺でイルカの見撃数が減少したという報告はなく、逆に密漁対策の強化などによってイルカの生息数が近年増加傾向にあるということから、橋の建設によってイルカの個体数の減少に結び付くと言える科学的根拠はないと考えられます。 * 出典：IUCN Red List of Species “Platanista gangetica” (http://www.iucnredlist.org/details/41758/0)</p>
20.	227P	<p>スコーピング 227P の「生態系」・「調査結果に基づく影響評価」では、スコーピング時のそれとは異なり、工事中と供用後は、それぞれ、A→B、B→D（影響は皆無または軽微であり、今後の調査不要）に変更されました。これは、供用前に、緩和策がすべて功を奏したとの意味でしょうが、ガンジスカワイルカについて、供用後の段階で何ら問題発生はないと断定できるだけの根拠はあるのでしょうか。ここの「評価理由」に示された内容は「工事中に影響を与えないよう対策」とは書かれておりますが、一方で「生態系の情報が少ない」と説明しつつも、238P に示されたバラバラの参考意見だけで、十分な対策を打つのか、あるいは打てるのか定かではありません。供用後もイルカは生息し、騒音その他の影響を継続して受けるのですから、「調査結果に基づく環境評価」が「影響は皆無または軽微」とする D ではなく、B に戻すべきだと思われます。D 評価の採用は、ガンジスカワイルカへの「影響は皆無または軽微」であることを肯定し、調査自体をも不要と断言する効果があり、誤解を与える可能性さえありますので、やはり B に戻す</p>	作本委員	<p>前問への回答のとおり、橋梁の建設がイルカの個体数の減少に結び付くことを示す前例や科学的根拠がないことから、評価を D としておりましたが、影響の有無には不確実性もあり、事業終了後も継続的なモニタリング調査は必要と思われるので B に修正します。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		べきかと考えます。（質）		
21.	238P	同頁 C19 では、生態系維持を監督するための方法として、「専門家の監督下で工事を行う」とありますが、NGO あるいは生物学者を含めた第三者チームの結成と報告が必要ではないでしょうか。（質）	作本委員	具体的には、専門家（NGO や生物学者等を想定）による事前の工事計画の監修、工事中の工事現場の視察（定期的、抜き打ち、等）、また専門家から勧告があった場合にはそれに従って是正すること等を想定しています。
22.	p.207～231	典型 7 公害項目等の評価では、単なる法的環境基準のクリアでなく、現在のより良好な環境レベルを基準とするいわゆる「現況非悪化の原則」が考慮されつつあるが、本案件ではこの原則をどのように扱ったのか？（質）	長谷川委員	基準値を超える PM10、pH 等については、ベースライン値との比較を行い、ベースラインから超えている場合は対策を検討します。その他項目について、重大な影響は想定されないものの、現況から全く悪化しないというのは困難なため、基準値を守るよう緩和策を講じています。
23.	210・237 の C16	騒音・振動の緩和策として、建設中の工事車両、資材搬入車両等の運行ルートにおいて、住宅街および学校や病院などの影響を受けやすい施設の近隣を可能な限り避ける対策が必要と思われる。（コ）	柴田委員	ご指摘のとおり、騒音・振動の緩和策として、「建設中の工事車両、資材搬入車両等の運行ルートにおいて、住宅街および学校や病院などの影響を受けやすい施設の近隣を可能な限り避ける」を FR に追記します。
24.	219	希少猛禽類の営巣が周辺にて確認された場合は、繁殖期間における大規模工事を避けるなどの緩和策が必要と思われる。（コ）	柴田委員	ご指摘のとおり、「希少猛禽類の営巣が周辺にて確認された場合は、繁殖期間における大規模工事を避ける」を FR に追記します。
25.	220	生態系の供用後の緩和策に関して、グリーンベルトの設置など周辺環境の緑化において、植栽の種について現地の野生の植生を基に選定することが必要と思われる。（コ）	柴田委員	ご指摘のとおり、「グリーンベルトの設置など周辺環境の緑化において、現地の植生の植生を基に樹種等を選定する」を FR に追記します。
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
26.	DFR 222p	7.8.3 (3) 2)の「ドゥブリ県内で登録されているボートオペレーター数は、2,000 人程度」とは、ボートの運転手のみならずその従業員も含む数なのか。さらに、これらの従業員も補償・支援の対象になると理解してよいのか。もしそうであれば、ボートオペレーターにはその従業員なども含むとの注記なりを入れるべきである。（質・コ）	谷本委員	ボートオペレーター数には、運転手と従業員（アシスタント）が含まれています。また、従業員も補償・支援の対象となります。その旨、注記を加えます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
27.	DFR pp.222 ~223 、 pp.272 ~ & pp.276 ~277	7.8.3 (3)の1)のボートオペレーターについては、緩和策において「…ドゥブリープルバリ間の運航に利用されるボートに対する補償の要請もあり、本事業での補償対象に含めることを検討する」と記載があり、さらに、2)の漁業従事者についても、緩和策で「…、補償および支援の両方が提供されるように計画する」と記載がある。しかしながら、7.12.4 では、補償は、住民移転・土地収用をうける対象者に限定されており、しかも、表 7-89（エンタイトルメント・マトリックス）では、生計手段の喪失をうけるボートオペレーターや漁業従事者については、支援策は検討されているが、補償のことは記されていない。従って、7.12.4 の補償・支援の具体策においては（表 7-89 のエンタイトルメント・マトリックスを含めて）、生計手段の喪失を受けるボートオペレーターや漁業従事者については、職業訓練などの支援策に加えて、必要性が認められた場合には補償も行われることを FR に記述すること。（コ）	谷本委員	<p>生計に影響を受けるボートオペレーターや漁業従事者に対する補償と支援の考え方としては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボートオペレーター：ボート運航業務に対する補償および支援策 本事業は、ドゥブリープルバリ間の直行便の運航機会が減ることが想定されます。そのため、この区間を運航するために投資したボートに対しては、補償対象とするのが妥当と考えられます。また、生計手段の変更を伴う可能性もあるため、そのための支援策も提供することとなりました。 ・漁業従事者：支援策のみ 本事業での漁業従事者に対する影響は、工事中のみとなり、その間漁業による収入が減る場合の対策として、工事中の雇用機会および必要な職業訓練を提供することとしました。保有ボートは、工事後は、再度活用可能となるため、補償対象には含めていません。 <p>そのため、助言に従い、7.12.4 の補償・支援の具体策においては（表 7-89 のエンタイトルメント・マトリックスを含めて）、 「ボートオペレーターについては、職業訓練などの支援策に加えて、必要性が認められた場合には補償も行われる」と FR に記載します。</p>
28.	276	占拠者とは、権利書等を保有せず政府用地に居住している人たちで、多くがバングラデシュからの移民で、その多くは、教育を受けておらず、また、リテラシーがないと理解しました。その意味で、この人たちは、もっとも影響を受ける（vulnerable）な人たちだと考えます。であれば、せめて、生活が落ち着くまでの生活手当などの支援ができないでしょうか？（コ）	虎岩委員	占拠者は、中州住民に多く、彼らは ROW からの移転は求められますが、現実的には ROW 外の土地（中州地域）において、継続的に居住し生計を立てる（農業等）ことになると考えられます。彼らに対しては移転費用及び月額生活手当（Rs3000/世帯）が支払われる予定であり、その旨 FR に記載します。
29.	286	補償の支払いは銀行口座への振込によって行われると理解しました。もっとも確実で安全な方法だと思います。他方で、リテラシーがない場合、銀行口座を開設したり、それをどのように使ったりするのかということについては不安があると思います。どのように支援されるのか教えてください。（質）	虎岩委員	口座開設を含む補償の受け取りについては、NHIDCL が用地取得・移転支援のために雇用する NGO 等が支援することを FR に記載します。
30.	272 、 275	脆弱性の項では、「環境の変化に対応する能力に配慮する必要がある」とあります（272）。また、「被影響住民	虎岩委員	女性の世帯主の職業は、主婦、農業、労働者（Unskilled Labour）が多くなっています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>の中でも脆弱者や女性については・・・」とあります(275)。現在、世帯主となっている女性(51世帯6.7%)は現在どのように生計をたてているのか、子どもや高齢者を扶養しているのかどうか、現在の状況について把握しているところをお聞かせください。また、プロジェクト実施中、かれらのニーズに合わせて、雇用の機会が優先的に得られるとのことですが、基本技能の研修を提供するほか、(一般的に)ケア役割を担うことが期待されている女性に配慮して、具体的にどのような支援をお考えかお聞かせください。(質)</p>		<p>また、女性の世帯主は、その約半分が60歳以上の高齢者であり、労働力となる家族を有しています。労働力となる家族の職業は、農業従事者および労働者(Unskilled Labour)が多く、一部は自営業や民間での仕事をしていると回答しています。</p> <p>なお、家族構成員の中に未成年を扶養している世帯は7世帯ほどあります。</p> <p>雇用機会の提供についての配慮としては、ケア役割を担う必要がある女性に対しては、働く場所や時間帯への配慮を想定しています。具体的には、NHIDCLがNGO等の支援を受けて、ニーズを把握し、コントラクターに提案します。その旨、FRに記載します。</p>
31.	266、267	<p>「被影響者の男女比」や「被影響世帯の家族人数」はありますが、年齢構成などはどうなっているのでしょうか。影響を受ける人々のうち労働可能な人々はどのくらいいるのでしょうか。子どもや高齢者を扶養している場合に、そのことを考慮に入れた支援などはお考えでしょうか？(質)</p>	虎岩委員	<p>年齢構成は、以下のとおりです。</p> <p>19歳以下：594名 20-30代：1,205名 40-50代：844名 60歳以上：400名</p> <p>PAPのうち、労働可能(18~60歳とした場合)な人々は、約2300名(約75%)です。</p> <p>社会的弱者(貧困層、高齢者、女性世帯主)に対しては、追加支援として、以下の支援が提供されます。</p> <p>a) 土地・建物・樹木・作物・生計手段の喪失に該当する補償・支援に加え、追加支援としてRs.25,000/世帯 b) 建設事業で生じる雇用機会の優先的提供 c) 職業訓練等を受ける機会の優先的提供</p> <p>補償および支援策の基本方針としては、最低限、プロジェクト実施前の生活レベル(収入等)が確保されるような支援を行うことにあります。そのため、モニタリングにより、子どもや高齢者を扶養している場合で、プロジェクト前よりも生活レベルが落ちている場合には、追加支援や支援の変更が検討されます。その旨、FRに記載します。</p>
32.	230P	<p>スコーピング表に「少数民族/先住民」の欄で、事業対象地の中に少数民族等が確認されなかったと説明され、調査結果後に、すべての項目がC→Dに置き換わっていますが、そもそもイスラム教の信者自体が少ない事業対</p>	作本委員	<p>アッサム州を含む北東州は、指定部族(少数民族)が多いのが特徴ですが、本事業対象地は、バングラデシュに近いこともあり、イスラム教徒の割合が非常に高い地域です(ドゥブリ県では人口の約80%、南サルマラ・マンカチャル県では約95%がイスラム教徒)。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		象地で、特定の民族名称は与えられていないでしょうか、宗教上の少数グループに当たらないのかどうかを教えてください。（コ）		彼らの民族名称は、特に与えられていないようです。また、センサス調査においては、Social category, Ethnicity, Religion, Language 等についても確認しましたが、みな同じ回答であり、少数グループには当たらないと考えられます。
33.	p.223	移転先や労働者キャンプについては、必要に応じ EIA を実施するとあるが、この EIA 必要性の判断や実施等の時期はいつか？ また、これらは本案件と不可分一体とも考えられ、今回の当該 EIA の一部として実施できないのか？（質）	長谷川委員	移転地先については、現在のところ EIA が不要な近隣の既存政府用地が想定されています。ので、基本的に EIA は必要とならない見込みです。金銭による補償か、土地による補償かは最終的には実施段階で決定されるため、仮に EIA が必要となる可能性があった場合には、その時点で EIA の要否が判断されます。また、センサス調査及びステークホルダー協議を通じて、被影響者の意向は確認しており、その多くは金銭補償の選択を考えているようです。また、労働者キャンプについては、コントラクターが選定され、コントラクターが県長官および対象コミュニティとの協議し、土地が選定された後に実施されます。 本調査は、インド側のプロセスにおいて、土地による補償の要求を確認する前の段階であったこと、また同様に、コントラクターが選定される前であったため、EIA 実施までは含めていません。
34.	p.223	ジェンダーに加え、カースト制度上の影響やそれへの配慮は検討したか？（質）	長谷川委員	本事業の被影響者（ドゥブリ・プルバリ側および中州地域を含む）は、みなイスラム教徒であり、カーストには該当しないことを確認しています。
35.	p.223	インドでは幼児労働の禁止が大変困難な状況とも聞く。実効性を担保するためにどのような具体的対策を導入するのか？（質）	長谷川委員	本事業では、PAP 及び地元住民を建設工事で雇用することを想定しています。建設工事における児童労働を禁止するため、事業主体が請負業者と契約する際に、未成年の雇用は禁止する条項を明記することを想定しています。
【ステークホルダー協議・情報公開】				
36.	DFR pp.287 ~295	7.13 の第 1 回ステークホルダー協議、コミュニティ協議、フォーカスグループ協議、および第 2 回ステークホルダー協議における参加者の属性（男女別、年齢別、職業別等）のデータは FR に追記すること。さらにそれぞれの協議の際の中州（チャール）からの参加者数を示すことはできないか。（コ）	谷本委員	参加者は、男女別には記載できますが、年齢別・職業別については、参加者リストに記載していないため、追記が困難です。中州からの参加数については、追記します。
37.	287P	ステークホルダー協議とコミュニティー協議に、何か違いはありますか。記載された討議内容では、大差なく見えますが。また、フォーカスグループ協議には、興味を	作本委員	ステークホルダー協議は、対象地域の住民を広く集めて、情報共有・意見聴衆を行うために実施しました。一方、コミュニティー協議は、ステークホルダー協議に参加できなかった住民をカバーすること、地域別に懸念事項が異

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		持ちますが、どのような趣旨で開催されたのですか。既存のSTMとの関連で、背景や効果等に違いがあれば、ご教示ください。（コ）		なる可能性があること、を考慮して実施しました。フォーカスグループ協議は、ステークホルダー別の生計に関する情報収集や、彼らの懸念事項等を確認するために実施しました。特に、ポートオペレーターや漁業従事者については、彼らの活動範囲、生計手段や要望を確認することが出来、補償・支援対象に含める検討に至ったため、効果があったと考えています。
【その他】				
38.	DFR 48p.~ & 162p.	2.3.1の(3)、(5)、また3.1の(3)では、(都市部に對比して)地方部という言葉が使われているが、農村部とすべきではないか(7.12.8の表7-92では農村部と記されている)(コ)	谷本委員	「農村部」に修正します。
39.	DFR 49p	2.3.2の(2)「…、南サルマラ・マンカチャル地区とハシギマリ(サダール)竹の…」を修正されたい(コ)	谷本委員	「地区」に修正します。
40.	DFR 58p	3) 接続道路の現状の区間3(プルバリ~ツラ)81.0kmの箇所の「沿線の開発効を期待できる」は、効果か。	谷本委員	「効果」に訂正します。
41.	DFR 164p	7.3.3(1)5の「東ベンガル(旧バングラデシュ)」は、旧東ベンガル(現バングラデシュ)ではないか。(コ)	谷本委員	ご指摘の通りです。修正します。
42.	DFR 242p	表7-50(建設段階における環境管理計画)のその他C32「ハンドポンプ等の改善・移設」はハンドポンプでは。(コ)	谷本委員	「ハンドポンプ」に修正します。
43.	DFR 264p	7.12.3の表7-67(調査結果概要) 合法 非合法 被影響世帯 被影響者 被影響世帯 被影響者 ではないのか。	谷本委員	ご指摘の通りです。修正します。
44.	DFR 276p	表7-89(エンタイトルメント・マトリックス)の建物の喪失の所有者が得られる d) 移転手当とe)引越手当の違いは何か。注記を加えるべきではないか。(質・コ)	谷本委員	「移転手当(resettlement allowance)」は、全PAHを対象にした住民移転に係る費用に対する手当を指し、「引越手当(shifting assistance)」は、単なる移動・輸送費に対する手当を指します。注記を加えます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
45.	133	鋼トラス橋の列、橋脚数の行「10097 または 65」となっていますが、とても大きな差なので、これは正しいですか。（質）	虎岩委員	「10097 または 65」を「100」に訂正します。
46.	133	鋼トラス橋の列、利点の行、「インドの建設会社が施工できる」となっていますが、実績の行には「無い」となっていて、矛盾しているように思いますが、どちらが正しいですか？（質）	虎岩委員	「多い多い」に訂正します。
47.	133	PC 複合トラス桁エクストラードーズド橋の列、評価の行、「採用する理由がない」とありますが、「実績」の行には「多い」となっていて、なぜ採用する理由がないのか、理解できません。（質）	虎岩委員	「少ない/無い」に訂正します。
48.	136	表 5-31 のタイトル「工期 6 年 11 スケジュール施工の月か」が理解できません。（質）	虎岩委員	表を分かり易いように訂正します。
49.	137	作業員及び検査員の動員では、人数の確保が可能とされていますが、どのくらいの規模の人々が雇用されるのですか？優先的雇用補償の対象となっている人々の雇用は確実に確保されるのでしょうか？（質）	虎岩委員	人数は 2 千人～3 千人規模が想定されます。優先的雇用補償の対象者については、施主である NHIDCL がコントラクターを指導します。
50.	207, 209, 228, 224	共用は、供用ではないでしょうか？（指摘ページ以外にもあると思います）（コ）	虎岩委員	「供用」に統一します。
51.	全体	中洲と中州が混在しています。（コ）	虎岩委員	「中州」に統一します。
52.	243P	表題表記の「共用後」→「供用後」でないでしょうか（他にも、共用の表記あります）（コ）	作本委員	「供用後」に統一します。
53.	p.227～ 231（表 7-48）	スコーピング時と本格 EIA 調査での影響評価をわざわざ対比させる目的は？ 本来の「絞り込み」の考え方では、スコーピング時に「D」と判断された項目は「今後の調査は不要」となり、その後の調査対象から外され本	長谷川委員	ご指摘のとおり、スコーピング時に「D」と判断された項目については、調査不要となりますので、表 7-48 から削除します。また、工事前の「底質」については、見直しを行った結果、事前調査に含まれるボーリング調査の際に軽微な影響が考えられるため B-と修正しました。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		表には出てこない（例えば地盤沈下、悪臭、保護区等）のが道理と思われる。一方、工事前「底質」は最初 D と判定されたにも関わらず調査した結果「B-」となり、しっかりと環境配慮されることになった。このようなスコopingによる EIA スリム化と見逃しリスクのトレードオフにどのように対処したのか？（質）		
54.	244	環境管理計画の「安全」について、モニタリング計画に従うとの記載がありますが、以後のモニタリング計画に安全に関する記載がありませんでした。交通安全に関する環境管理計画として、近隣住民および学校を対象とした交通安全啓発が、事故を減らすために非常に重要です。（コ）	柴田委員	安全についてのモニタリング計画が抜けておりましたので、事故の場所と件数をモニタリングすることをFRに追記いたします。
55.	246	大気質および騒音（振動）のモニタリング計画は、交通量が年々増加する計画であることを踏まえると、共用後2年に限定されてよいか疑問です。例えば、環境管理計画において、本事業のモニタリング終了後も、関係機関において継続的なモニタリングが行われるように体制を構築する等の記載はできませんか。（コ）	柴田委員	ご指摘のとおり、「本事業のモニタリング終了後も、関係機関において継続的なモニタリングが行われるように体制を構築する」旨をFRに追記します。他方、JICA 案件では一般的に供用開始後2年間のモニタリング（事後評価が2年後に行われるため）が求められています。
56.	246	騒音のモニタリング地点ですが、図面では十分に確認できませんでした。住宅地との関係や近隣の重要施設との関係で選定される必要があります。（コ）	柴田委員	騒音のモニタリング地点は、図7-15の凡例の「Noise Sampling Location」であらわした地点です。いずれのサンプリング地点も、集落や中州の居住地になっています。
57.	41	1行目の「永久ターミナル」は恒設（恒久）ターミナルという意味でしょうか。永久ターミナルという表現が一般的でしょうか。（質）	柴田委員	「恒久」に修正します。
58.	60	「シロン局の観測データ」→「シロン局の観測データ」（コ）	柴田委員	「シロン局の観測データ」に修正します。
59.	100	「準測量の精度は、6Kmm」のKmmは正しいですか？（コ）	柴田委員	「6mm√K」に修正します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
60.	116	5.3.1 設計基準 (1) 概要にある「併せその他の」→「併せてその他の」？（コ）	柴田委員	「併せてその他の」に修正します。
61.	117	「幾何構設計速設計」→「幾何構造設計基準」？（コ）	柴田委員	「幾何構造設計」に修正します。
62.	246	モニタリング計画のサンプリング地点の図番号はずれていませんか？（質）	柴田委員	正しくは「図 7-13」→「図 7-15」、「図 7-15」→「図 7-21」ですので、訂正します。
63.	300-302	参照できずに「エラー！」となっている箇所が3つみられます。（コ）	柴田委員	FRにて修正します。